



around the world

発効50年 NPTの課題

日本国際問題研究所主任研究員 戸崎洋史

核不拡散体制の礎石である核兵器不拡散条約（NPT）は三月五日に発効五〇周年を迎えたが、祝賀ムードは皆無であった。その一端はいうまでもな

く新型コロナウイルスのパンデミックであり、四〇五月に開催予定だった五年ごとのNPT運用検討会議も最大一年の延期が決定された。しかしながら、より根本的な問題は、NPTが直面する課題の深刻化である。

とりわけ二〇一九年以降、NPTを大きく揺るがす事態が続発している。中距離核戦力（INF）条約は、ロシアの重大な条約違反に対抗して米国が一九年八月に脱退し、三二年の歴史に幕を閉じた。一〇年に成立した米口新戦略兵器削減条約（新START）も、二一年二月の期限を前に最大五年間の延長が提案されているが、米国は態度を保留している。その米国は米口中による核軍備管理交渉を提案したものの、中国は、世界の核兵器の九割を保有する米口が大幅に削減すべきだと主張して、強く反対している。核保有国は核戦力の近代化を積極的に推進

し、なかでも一九年には中口による極超音速滑空飛翔体など新型運搬手段の開発・配備や、米国による低出力核弾頭の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）への搭載が注目された。

この間、第二回米朝首脳会談は決裂し、NPTに違反して核兵器を取得した北朝鮮がその放棄にかかる戦略的決断を下していないことが改めて明らかになった。イラン核問題も動揺が続き、一八年の米国による包括的共同作業計画（JCPOA）からの離脱に対抗して、翌年にはイランがその一部履行停止に踏み切った。イランの動向を見据え、サウジアラビアやトルコの首脳からは核兵器取得への関心を示唆する発言もみられた。さらに、一九九五年以降のNPT運用検討（延長）会議の成否を左右してきた中東非大量破壊兵器地帯設置問題について、アラブ諸国が長年求めてきた国際会議が二〇一九

年に開催されたが、米国とイスラエルは参加を拒否した。

これらは、力の移行に伴う大国間／地政学的競争が顕在化するなかで、核保有国や他の主要国が核抑止力の国家安全保障における重要性を再認識しているという現実を反映する動きであった。

同時に、NPTが抱えてきた構造的な課題を一段と鮮明化させるものでもあった。NPTは、五核兵器国（米・口英仏中）以外の非核兵器国に核兵器取得の禁止を課す不平等な条約である。その不平等性を緩和するために、核不拡散とともに原子力平和利用および核軍縮が「NPTの三本柱」として設定された。しかしながら、核軍縮の進展は遅く、新START成立後はその停滞が続いた。これに不満を強めた多くの非核兵器国は市民社会とともに一七年に核兵器禁止条約（TPNW）を策定したが、核保有国・同盟国は署

名を拒否し、核軍縮をめぐる亀裂の大きさを浮き彫りにした。インド、イスラエル、パキスタンによる非核兵器国としてのNPT加盟も、長年の懸案のままである。

時に実効性の低下も指摘されるNPTだが、それでも依然として核の秩序の維持に不可欠な条約である。核保有国数が一九七〇年代に一五～二〇に増加するとのケネディ米大統領の一九六三年の警告にもかかわらず、二〇二〇年時点でも九カ国にとどまっているのは、NPTの下で大多数の非核兵器国が核不拡散義務を遵守してきたからである。またNPTは、核兵器国が核軍縮義務——決して十分な内容ではないが——を受諾する唯一の条約である。NPTの崩壊は、これがなんとか封じ込めてきた、より多くの潜在的な核の危機をも顕在化させかねない。

二〇二〇年NPT運用検討会議は、上述のように多方面から厳しい挑戦を受け、前回（一五年）に続く失敗が危惧されていた。会議は延期されたが、わずかに数カ月では核をめぐる力学の好転は期待し難い。パンデミック下での外交はもとより容易ではなく、しかも感染症対策に必須の国際協調とは逆に、大国間競争に拍車がかかりつつある。それでもこの数カ月間は、締約国が核問題について真剣に礼節を持って議論し、NPTの重要性と「NPTの三本柱」へのコミットメントを再確認し、最低限でも核リスク低減に必要な緊急の行動・措置に合意するための貴重な追加時間である。日本は「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の主催をはじめ、NPTの再活性化に向けた取り組みを重ねてきた。さらなるリーダーシップの発揮が、この困難な時代だからこそ求められている。●